## 仕 様 書

1 業務名

西区役所電話交換業務

2 履行期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

- 3 対象施設概要
  - (1) 所在地

札幌市西区琴似2条7丁目

(2) 職員数

約350人

(3) 一日当たりの受電数(令和4年度実績)

ア 最多: 525件 イ 最小: 241件 ウ 平均: 334件

4 業務内容

西区役所代表電話入電に係る電話交換業務及び庁内放送業務

- 5 勤務条件等
  - (1) 勤務日及び時間

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日~1月3日)(以下「休日等」という。)を除く毎日、8時00分から17時45分までとする。

ただし、公職選挙法による選挙、災害の発生等、委託者が指示する場合には、時間を 延長し、または休日等に交換業務を行うこととする。(但し書きによる業務に要する 経費については、別途協議する)

(2)業務従事者の配置

電話交換業務は、2~1座席を担当し、勤務表(別表)を基準として交替勤務を行 うものとする。

また、これらの者に事故ある時は、直ちに必要な措置を取らなければならない。

- (3)業務従事者の資格等
  - ア 業務従事者は、電話オペレーター技能検定要綱による認定資格又は電話応対技 能検定(もしもし検定)3級以上の資格を有する者を1名以上配置し、委託者の 求めに応じ資格認定証等を提示するものとする。
  - イ 業務従事者名簿を委託者に提出し、変更があった場合は、直ちにその旨を委託

者に連絡するものとする。

また、委託者が不適格と認めた者を業務に従事させてはならない。

(4) 関係法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、電気通信事業法等の関係法令を遵守し、通話の秘密を守り、履行期間中のみならず履行期間終了後であっても、本業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

### (5) 業務内容·服装等

ア 電話交換業務は、市の窓口業務の重要な一端であることを認識し、その応対は迅速、正確かつ公平を期するとともに、親切、簡潔を旨とし、相手方に不快の念を抱かせないよう注意しなければならない。

- イ 受託者は、常時、業務従事者に身分証明書を携帯させること。
- ウ 国際電話等の申込みを受けた場合は、内線番号、通話申込者、通話料金等を確認 し、通話終了後においては、業務日誌(別紙1)に所要事項を記載するなど、遅滞な く処理するものとする。
- エ 委託者から依頼があった場合は庁内放送を行うものとする。
- オ 電話交換機の取扱は丁寧にし、電話交換機及びその他の備品・設備等を破損し、 または破損箇所を発見したときは、速やかに委託者に連絡し、その指示を受けるも のとする。
- カ 受託者は、所定の業務日誌(別紙1)により毎日の勤務状況、正時毎の1時間交換回数および日交換回数計等を翌日(休日等の場合は翌開庁日)までに委託者に報告するものとする。

#### (6) 研修等

受託者は、業務従事者に対する研修を行い、市の業務内容をはじめ、担当業務の理解を深めるとともに、接遇については常に留意しなければならない。

#### 6 業務責任者の選任

業務遂行を指揮監督するため、業務従事者の中から1名を責任者に定める。

#### 7 業務日誌等の提出

受託者は、5 (5) カの業務日誌を翌開庁日までに、委託者に提出するほか、業務報告書(別紙2)により1か月間の日別交換回数を業務履行月の翌月10日(休日等の場合は翌開庁日)までに提出すること。

- 8 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面等
  - (1) 受託者は、次に掲げる書面を、指定する期日までに提出すること。なお、各書面の様式及び記載要領は委託者が別に定める。
    - ア業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事(常駐)する労働者(以下「労働者」という。)の 把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従 事者名簿」及び「業務従事者配置計画書」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、「業務従事者名簿」を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

### イ 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者(上記アの「業務従事者名簿」により報告のあった労働者)の健康診断受 診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告 事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

なお、複数年契約のものにあっては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

- ウ 業務従事者支給賃金状況報告書
  - 労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、 「業務従事者支給賃金状況報告書」を提出すること。
- (2) 業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担分調書 契約金額に対する積算根拠(積算内訳)として、契約締結後直ちに、「業務費内訳書」、 「業務従事者賃金支給計画書」及び「社会保険料事業主負担分調書」を、記載要領 に沿って作成し提出すること。ただし、札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度 及び最低制限価格制度運用要領第7条に定める低入札価格調査において、当該書面 を提出している場合には、この限りでない。
- (3) 次のいずれかに該当する場合にあっては、受託者は、上記(1)及び(2)の書面のほか、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。
  - ア 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの
  - イ 上記(1)及び(2)の書面での確認において疑義が生じたもの
- 9 契約期間終了に伴う業務の引継ぎ
  - (1) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行開始に先立ち、従前の受託者から実地による実務的な引継ぎを受ける。
  - (2) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、受託者が業務を行った際に作成した業務に必要な手順・方法等を記載した資料を委託者に提出すること。
  - (3) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、上記(2)の資料等によるほか、新規受託者に対し実地による実務的な引継ぎを行うこと。
  - (4) 業務引継ぎの詳細・実施期間等については、委託者と協議して定めるものとする。
  - (5) 引継ぎに係る費用は受託者の負担とする。

#### 10 その他

- (1) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努める。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

## 11 発注担当

西区市民部総務企画課庶務係

札幌市西区琴似2条7丁目 西区役所4階

電話:011-641-6921 FAX:011-612-5264

## (別表)

## ○2座席区役所電話業務勤務表(標準日)

(凡例:○=着席、◎=準備作業等、▽=休憩・待機・その他業務)

座席	内 容	時	時間	8:	00		9:00	)		10:0	00		11	:00		12	2:00	)		13:	00		14:	00		15:0	0		16:0	00		17:0	00	
	L1 4	7			15 3	30 45		15 3	0 45		15	30	45	1	5 30	) 45	]	15 30	3 45		15	30 4	5	15	30 4	5	15 3	0 45		15	30 45		15 30	45
Λ	実務	7. 50	h			$\bigcirc$	00	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0	(					$\circ$				(	$\bigcirc$		$\bigcirc$	$\bigcirc$		С		$\bigcirc$		C		0		0
Α	休憩・待機	2. 25	h							7	egthankowskip			$\nabla$	$\nabla$			$\nabla$	$\bigcirc$	$\nabla$						$\nabla$		,	$\nabla$	7				
В	実務	7.50	h		0	(	00	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0	$\supset$		$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$			$\bigcirc$	0	$\bigcirc$	$\bigcirc$		0	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\circ$	)	(		$\bigcirc$		$\circ$		0
Б	休憩・待機	2. 25	h		$\nabla$	$\nabla$					7	7				$\nabla$	$\nabla$							$\nabla$	7		$\nabla$	$\nabla$						
着席	数平均	1.53	席	0	0 1	1	2 2	2	2	2	1	1 2	2 2	1	1	1 1	1	1	1	1	2 2		2	2 1	2	1 2	1	1	1 1	1 2	2	2 2	$2 \mid 2 \mid$	2 0
<u> </u>										) 45																								
勤彩	時間計	19.50	h	8:	00		9:00	)		10:	00		11	:00		12	2:00	)		13:	00		14:	00		15:0	0		16:0	00		17:0	00	

## ○年間勤務予定表

・ 契約対象期間(令和5年10月~令和8年9月)における業務日数は、726日。全て標準日とする(繁忙日設定なし)。

# 西区電話交換日誌

				課		長	係	長	係	報告者
令和	年	月	日							
		(	曜日)							
						氏	名		勤務日	時間
									~	,
	勤	务 者							~	<i>,</i> 
				•					~	, 
				- IMV	_	5 =+	h-		~	•
中始	中37字	エタ	ı	国際	電		等 	 号	<b>洛</b> 哥納令	/# <del>*</del>
内線	申込者」	ス石	国	名		<b>番</b>	1	万	通話料金	備考
			· 幸	设 告		事	項			
		間毎の	看信数					指示及	び注意事項	
 	08:00 - 0			件 						
 	09:00 -			件 						
	10:00 -			件 						
 	11:00 - 12:00 -			件 						
	13:00 -			_件  件						
	14:00 -			<u></u> 件						
<b> </b>	15:00 -			<u>!</u> 件						
	16:00 -			<u></u>						
	17:00 -			<u>'</u> .' 件						
交換	兔 回 数	日計		件						

# 西区役所電話交換業務報告書(月分)

 令和
 年
 月
 日

 (
 会
 社
 名
 )

## 〇 日別交換回数

日・曜日	交換回数	日・曜日	交換回数	日・曜日	交換回数
1日()	口	12日 ( )	口	23日 ( )	回
2日()	口	13日 ( )	□	24日 ( )	回
3目()	口	14日 ( )	□	25日 ( )	回
4日()	口	15日 ( )	□	26日 ( )	口
5日()	口	16日 ( )	□	27日 ( )	口
6日()	口	17日 ( )	□	28日 ( )	旦
7日()	口	18日 ( )	口	29日 ( )	口
8目()	口	19日 ( )	□	30日 ( )	口
9月()	口	20日 ( )	口	31日 ( )	口
10日 ( )	口	21日 ( )	□		
11日 ( )	口	22日 ( )	口	月計	□